

確認欄

令和8年度

大阪市営住宅退去者滞納家賃等債権催告等業務委託

仕 様 書

大阪市都市整備局住宅部管理課（滞納整理グループ）

この仕様書は、令和8年度大阪市営住宅退去者滞納家賃等債権催告等業務委託について定めたものである。

## 1. 業務名

令和8年度大阪市営住宅退去者滞納家賃等債権催告等業務委託

## 2. 用語の定義

この仕様書の利用の定義は下記に定めるところによる。

- (1) 市営住宅 大阪市営住宅条例施行規則（平成9年大阪市規則第61号）別表に定める市営住宅、店舗、作業場及び物置をいう。
- (2) 附帯駐車場 大阪市営住宅条例施行規則（平成9年大阪市規則第61号）別表に定める駐車場をいう。
- (3) 家賃 市営住宅の家賃をいう。
- (4) 使用料 附帯駐車場の使用料をいう。
- (5) 損害金 市営住宅の使用承認取消後、住宅の明け渡しに応じない者に対して請求する損害金をいう。
- (6) 駐車場損害金 附帯駐車場の使用承認取消後、附帯駐車場の明け渡しに応じない者に対して請求する損害金をいう。
- (7) 滞納家賃 納期限までに納入されていない家賃をいう。
- (8) 滞納使用料 納期限までに納入されていない使用料をいう。
- (9) 滞納損害金 納期限までに納入されていない損害金をいう。
- (10) 滞納駐車場損害金 納期限までに納入されていない駐車場損害金をいう。
- (11) 滞納家賃等 滞納家賃及び滞納損害金をいう。
- (12) 滞納使用料等 滞納使用料及び滞納駐車場損害金をいう。
- (13) 不正者 大阪市営住宅における不正使用に関する措置要綱第3条第1項の規程による不正使用を行っている者をいう。
- (14) 不適正者 大阪市営住宅における不正使用に関する措置要綱第3条第2項第3号の規程による不適正使用を行っている者をいう。
- (15) 支払義務者 滞納家賃等及び滞納使用料等を支払う義務のある者をいう。
- (16) 保証人 市営住宅の入居契約時に名義人の保証人となった者をいう。
- (17) 分納 滞納家賃等及び滞納使用料等の分割納入をいう。

## 3. 業務目的

滞納家賃等及び滞納使用料等の収納率の向上を図るとともに、市営住宅の入居者及び附帯駐車場の契約者に対する公平性を確保するため。

## 4. 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

## 5. 本業務の対象者及び対象債権

(1) 退去した市営住宅の滞納家賃等の支払義務者のうち、住所が判明している者。または、保証人の住所が判明している者。

・委託予定債権額 225,000 千円 【件数 450 件】

(2) 解約した附帯駐車場の滞納使用料等の支払義務者のうち、住所が判明している者。(市営住宅入居者を含む)

・委託予定債権額 4,500 千円 【件数 40 件】

(3) 過去に委託した債権のうち、催告しても支払いのないもので支払義務者の住所が判明している者。

・滞納家賃等委託予定債権額 550,000 千円 【件数 1,100 件】

・滞納使用料等委託予定債権額 5,500 千円 【件数 35 件】

(参考) 令和7年度(12月末現在)実績 ((1) ~ (3) 合計)

・滞納家賃等委託金額 777,369 千円 収納額 13,540 千円

・滞納使用料等委託金額 10,124 千円 収納額 812 千円

・上記金額及び件数は令和7年12月末現在のものであり、新たに生じた滞納家賃等及び滞納使用料等については毎月対象者(退去時に分納誓約をした者を含む)として追加し、7に定める情報提供を行う。上記(3)のうち9に定める債権については、本業務の対象から除外するため、実際には大幅に減少することがある。

## 6. 履行場所

本市指定場所

## 7. 本業務にかかる情報の提供

5に定める債権の催告等を行うために以下に掲げる情報を電子データで提供する。電子データの形式及び受渡の方法については発注者の指示に従うこと。

(1) 滞納者情報について

・名義人情報

収納コード、団地名、棟番号、部屋番号、氏名(漢字)、氏名(カナ)、死亡年月日、退去日、滞納家賃合計月数、滞納家賃合計金額、滞納損害金合計月数、滞納損害金合計金額

・不正者・不適正者情報

不正・不適正の種別、氏名(漢字)、名義人との続柄

・駐車場使用者情報

契約番号、駐車場名、区画番号、氏名(漢字)、氏名(カナ)、死亡年月日、駐車場解約日、滞納使用料合計月数、滞納使用料合計金額、滞納駐車場損害金滞納月数、滞納駐車場損害金合計金額

・駐車場不正者・不適正者情報

不正・不適正の種別、氏名(漢字)、名義人との続柄

・支払義務者情報

氏名（漢字）、郵便番号、住所（市営住宅の場合はその旨表示）、分納の有無、分納回数及び金額、催告回数及び催告時期、前年度の本業務受注者との交渉履歴、支払義務者が相続人の場合は相続関係説明図

(2) 保証人について

氏名（漢字）、滞納者との続柄、郵便番号、住所、分納の有無、分納回数及び金額、催告回数及び催告時期、前年度の本業務受注者との交渉履歴

(※但し、支払義務者が住宅の名義人以外の場合は保証人情報が無い場合提供しない。)

(3) 委託期間中の納付状況

入金があった対象債権の名義人情報及び使用者情報、入金金額

(※毎月1日から月末までに入金した情報を月末の納期限から10営業日以内に提供する。)

## 8. 業務内容

委託業務の内容は以下のとおりとし、特に定めのない場合の文書発送は、7で提供される支払義務者に対し送付とする。また、催告業務については(1)から(8)に従って業務を行うこととし、催告の回数は前年度の催告回数を引き継ぐものとする。

(1) 5(1)の対象者に対する滞納家賃等の通知及び催告（分納している場合を除く）

① 7で提供される情報を基に、支払義務者に対して滞納家賃等の催告を7による情報提供後1ヶ月以内に郵送すること。

② 7で提供される情報を基に、支払義務者の住所が不明の場合は保証人に対して、支払説得通知を7による情報提供後1ヶ月以内に郵送すること。

③ 5に記載のとおり追加された対象債権については、追加で提供される情報を基に支払義務者に対して、滞納家賃等の催告を追加情報提供後14日以内に郵送すること。

④ 5に記載のとおり追加された対象債権については、追加で提供される情報を基に支払義務者の住所が不明の場合は保証人に対して、支払説得通知を追加情報提供後14日以内に郵送すること。

⑤ 滞納家賃等の催告には、下記について記載すること。

- ・当該市営住宅の団地名、号棟、号室、滞納者（名義人）及び退去日
- ・滞納家賃合計金額、納期限、納付方法
- ・滞納損害金合計金額、納期限、納付方法
- ・受注者が大阪市から当該業務を受注していること。

⑥ ①～④に基づき郵送した郵便物が、宛先不明等の理由で返戻された場合は、発注者に報告するとともに返戻された郵便物を発注者に提出すること。

⑦ ⑥により返戻された支払義務者及び保証人の住所を発注者が再調査し住所が判明した場合は受注者より引続き催告を行う。住所が判明しなかった場合は委託案件より除外とする。

(2) 5(2)の対象者に対する滞納使用料等の催告（分納している場合を除く）

① 7で提供される情報を基に、支払義務者に対して滞納使用料等の催告を7による情報提供後1ヶ月以内に郵送すること。

② 5に記載のとおり追加された対象債権については、追加で提供される情報を基に支払義務者対

して、滞納使用料等の催告を追加情報提供後 14 日以内に郵送すること。

③滞納使用料等の催告には、下記について記載すること。

- ・当該附帯駐車場の駐車場名、区画番号、滞納者（契約者）及び駐車場解約日
- ・滞納使用料合計金額、納期限、納付方法
- ・滞納駐車場損害金合計金額、納期限、納付方法
- ・受注者が大阪市から当該業務を受注していること。

④①②に基づき郵送した郵便物が、宛先不明等の理由で返還された場合は、発注者に報告するとともに返還された郵便物を発注者に提出すること。

⑤④により返戻された支払義務者の住所を発注者が再調査し住所が判明した場合は受注者より引き続き催告を行う。住所が判明しなかった場合は委託案件より除外とする。

(3) 5 (3) の対象者に対する滞納家賃等及び滞納使用料等の催告

①7で提供される情報を基に、支払義務者に対して滞納家賃等又は滞納使用料等の催告を7月から12月までの間に対象者を6等分し順次1回催告を行う。

②①の催告には、下記について記載すること。

ア. 滞納家賃等の場合

(1) ⑤と同様

イ. 滞納使用料等の場合

(2) ③と同様

③①に基づき郵送した郵便物が、宛先不明等の理由で返還された場合は、発注者に報告するとともに返還された郵便物を発注者に提出すること。

④③により返戻された支払義務者の住所を発注者が再調査し住所が判明した場合は受注者が引き続き催告を行う。住所が判明しなかった場合は委託案件より除外となる。

(4) 支払義務者への納入指導及び納入方法等に係る相談業務（保証人に係る相談含む）

①(1)から(3)による滞納家賃等及び滞納使用料等の催告により、支払義務者から問い合わせがあった場合、受注者は支払義務者に対して滞納家賃等及び滞納使用料等があることを説明し、納付指導を行う。この際支払義務者の電話番号を確認すること。また、この電話番号は大阪市にも報告することを伝え、個人情報共有することを伝えておくこと。

②納付指導により、支払いの意思を確認した場合には、当該滞納家賃等及び滞納使用料等に係る納付書の所持の有無を確認する。

③支払義務者が納付書を所持している場合は、受注者は支払義務者が所持している納付書の納期限が経過していても使用可能であることを案内し、⑥の期間内に支払義務者に対し当該納付書を発注者の指定金融機関に持参し納付するよう案内する。

④支払義務者が納付書を所持していない場合は、大阪市から納付書が送付されること及び⑥の期間内に納付するよう案内し、その後、受注者は速やかに発注者に納付書の発行と送付を依頼する。

⑤④の依頼を受けた発注者は、依頼を受けた日から2営業日以内に支払義務者へ納付書を発送する。

⑥③及び④の場合に指定する納期限は、納付依頼日の属する月の月末とし、当該日が指定金融機関窓口非開設日の場合は次の開設日とする。ただし、納付依頼日が毎月20日以降の場合は納付依頼日の属する月の翌月末とし、当該日が非開設日の場合は次の開設日とする。

⑦支払義務者から、分納の相談があった場合、分納金額は、1月当り最低5,000円以上を目途に設

定すること。ただし、当該支払義務者の支払能力を考慮した結果、より安価な分納金額を設定するのが望ましい場合はこの限りでない。

- ⑧分割金の第1回目の納付期限は、分割内容で合意に至った日が属する月の15日までであれば、当該月の月末、16日以降であれば当該月の翌月末とし、それぞれの日が指定金融機関窓口非開設日の場合は次の開設日とする。2回目以降の納付期限は、1回目の納付期限の翌月以降の各月末とする。ただし、年金受給者については年金受給月の各月末も可とする。
- ⑨受注者は、⑦⑧の内容を速やかに発注者に報告するとともに、分割納付書及び分納誓約書の発行と送付を依頼する。
- ⑩⑨の依頼を受けた発注者は、依頼を受けた日から2営業日以内に支払義務者へ分割納付書及び分納誓約書を発送する。なお、分納誓約書の返送先は受注者とする。
- ⑪受注者は支払義務者より返送される分納誓約書について適正に保管を行うこと。また、分納誓約書の返送のない支払義務者に対しては、電話等による提出の催告を行うこと。
- ⑫滞納使用料等の分納を申し入れた者のうち、市営住宅に入居中の場合は、市営住宅の名義変更、同居承認及び家賃減免等の各種申請を行う場合や、新たに駐車場を使用したい場合には、分割内容に合意し、その履行が確認されていたとしても駐車場使用料等の完納が条件となっていることを伝えた上で分納誓約を結ぶこと。
- ⑬保証人から支払の意思表示があった場合は、保証人の意思を尊重し、納入方法を説明したうえで②③④と同様に対処すること。また、分納の相談があった場合は、⑦⑧⑨と同様に対処すること。
- ⑭受注者は、(5)、(6)、(7)及び(8)の催告を行うにあたり、支払義務者及び保証人より納付書の再発行または分納の相談を求められた場合は、直ちに④又は⑦⑧⑨と同様に対処すること。
- ⑮7(3)で提供されたデータにより委託債権の納付状況の確認を行うこと。
- ⑯受注者は⑮の確認により、不履行なく分納支払回数に残り一回となり、まだ滞納家賃等及び滞納使用料等のある対象者に対し、分納の最終納期限までに電話又は文書により下記の内容を通知した上で、分納誓約に基づいた協議を行うこと。
  - ・支払回数に残り一回となったこと。
  - ・受注者が大阪市から当該業務を受注していること。
- ⑰受注者は⑯で行った協議結果について、分納の最終期限から2営業日までに発注者に報告すること。
- ⑱⑰の報告をうけた発注者は、協議内容に基づき、依頼を受けた日から5営業日以内に支払義務者へ分割納付書及び分納誓約書を発送する。ただし、支払義務者と受注者との間で協議を行うことができなかった場合は、従前と同額の分割納付書及び分納誓約書を発送することとする。
- ⑲支払義務者が大阪市営住宅家賃等及び市営住宅附帯駐車場使用料等滞納整理事務処理要綱第61条及び第71条に規定する者であることが判明した場合には、支払義務者に対して、滞納家賃等及び滞納使用料等の納期限を延長することができる旨説明し発注者に報告すること。
- ⑳支払義務者又は保証人が、自己破産による免責許可決定が確定している、または自己破産申立中である場合には、発注者に報告すること。
- ㉑支払義務者から時効の援用の申し出があった場合は発注者に確認のうえ時効が成立している場合は下記の事項を書面に記入・押印のうえ受注者に提出させ委託除外債権とすること。また、提出された時効の援用は8(10)③報告時に発注者に提出すること。

- ・市営住宅の団地名および号棟号室
- ・債権の合計金額
- ・現在居住している住所
- ・氏名

②支払義務者又は保証人から納入方法等以外の相談があり、受注者が判断できない場合にはその都度発注者に連絡し指示をあおぐこと。

(5) 滞納家賃等の催告後、納付の確認が取れない者への対応

①7で保証人の住所について情報提供されている場合

- ア. (1) ①または③の郵送後2ヶ月以内に滞納家賃等の納付の確認が取れない、または納付の意思表示がない場合、当該支払義務者に対して、今後も滞納家賃等の納付の確認が取れない場合には、保証人に対して支払説得通知を送付することを明記した滞納家賃等の催告を郵送すること。
- イ. アの郵送後、2ヶ月以内に滞納家賃等の納付の確認が取れない、または納付の意思表示がない場合、当該支払義務者に対して滞納家賃等の催告を郵送するとともに、保証人に対して支払説得通知を郵送すること。
- ウ. イの郵送後、2ヶ月以内に滞納家賃等の納付の確認が取れない、または納付の意思表示がない場合、保証人に対して支払説得通知を郵送すること。
- エ. ウの郵送後、2ヶ月以内に滞納家賃等の納付の確認が取れない、または納付の意思表示がない場合、5(3)の対象債権となる旨、報告書に記載する。
- オ. (1) ②または④の郵送後2ヶ月以内に保証人から連絡がない場合には、保証人に対して再度支払説得通知を郵送すること。
- カ. オの郵送後2カ月以内に保証人から連絡がない場合には、支払義務者が行方不明案件として、対象債権より除外する。
- キ. 前年度の本業務受注者がアからカまでの業務の途中である場合は、継続業務を行うこと。

②7で保証人の住所について情報提供されていない場合

- ア. (1) ①または③の郵送後2ヶ月以内に滞納家賃等の納付の確認が取れない、または納付の意思表示がない場合、当該支払義務者に対して、滞納家賃等の催告を郵送すること。
- イ. アの郵送後、2か月以内に滞納家賃等の納付の確認が取れない、または納付の意思表示がない場合、再度当該支払義務者に対して滞納家賃等の催告を郵送すること。
- ウ. イの郵送後、2か月以内に滞納家賃等の納付の確認が取れない、または納付の意思表示がない場合、5(3)の対象債権となる旨、報告書に記載する。
- エ. 前年度の本業務受注者がアからウまでの業務の途中である場合は、継続業務を行うこと。

(6) 滞納使用料等の催告後、納付の確認が取れない者への対応

- ①(2) ①または②の郵送後2ヶ月以内に滞納使用料等の納付の確認が取れない、または納付の意思表示がない場合、当該支払義務者に対して滞納使用料等の催告を郵送すること。
- ②①の郵送後、2ヶ月以内に滞納使用料等の納付の確認が取れない、または納付の意思表示がない場合、再度当該支払義務者に対して滞納使用料等の催告を郵送すること。
- ③②の郵送後、2ヶ月以内に滞納使用料等の納付の確認が取れない、または納付の意思表示がない場合、5(3)の対象債権となる旨、報告書に記載する。

④前年度の本業務受注者が①から③までの業務の途中である場合は、継続業務を行うこと。

(7) 滞納家賃等について納付の意思表示をした者のうち支払いの確認ができなかった者への対応

①7で保証人の住所について情報提供されている場合

ア. (1) ①または③で文書を郵送後、納付の意思を示した支払義務者、若しくは分納誓約をしている支払義務者が、(4)で定めた納期限までに納付を怠ったことが確認できた場合は、次月の月末までの納期限を設定し、納期限の14日前までに、支払義務者に対し滞納家賃等の催告を郵送すること。

イ. アの郵送後、支払義務者が納期限までに納付を怠ったことが確認できた場合は、次月の月末までの納期限を設定し、納期限の14日前までに支払義務者に対して、今後も滞納家賃等の納付がない場合には、保証人に対して支払説得通知を送付することを明記した滞納家賃等の催告を郵送すること。

ウ. イの郵送後、支払義務者が納期限までに納付を怠ったことが確認できた場合は、次月の月末までの納期限を設定し、納期限の14日前までに支払義務者に対し滞納家賃等の催告を郵送すると共に、保証人に対して支払説得通知を郵送すること。

エ. ウの郵送後、滞納家賃等の納付の確認が取れない、または納付の意思表示がない場合、保証人に対して支払説得通知を郵送すること。

オ. エの郵送後、納期限までに滞納家賃等の納付の確認が取れない、または納付の意思表示がない場合、5(3)の対象債権となる旨、報告書に記載する。

カ. (4)で確認した電話番号に架電し、上記通知文を郵送するとともに支払の有無を確認すること。

キ. 前年度の本業務受注者がアからオまでの業務の途中である場合は、継続業務を行うこと。

②7で保証人の住所について情報提供されていない場合のうち支払いの確認ができなかった者への対応

ア. (1) ①または③で文書を郵送後納付の意思を示した支払義務者、若しくは分納誓約をしている支払義務者が、(4)で定めた納期限までに納付を怠ったことが確認できた場合は、次月の月末までの納期限を設定し、納期限の14日前までに、支払義務者に対し滞納家賃等の催告を郵送すること。

イ. アの郵送後、支払義務者が納期限までに納付を怠ったことが確認できた場合は、次月の月末までの納期限を設定し、納期限の14日前までに支払義務者に対して、再度滞納家賃等の催告を郵送すること。

ウ. イの郵送後、支払義務者が納期限までに納付を怠ったことが確認できた場合は、次月の月末までの納期限を設定し、納期限の14日前までに支払義務者に対して、再度滞納家賃等の催告を郵送すること。

エ. ウの郵送後、納期限までに滞納家賃等の納付の確認が取れない、または納付の意思表示がない場合は5(3)の対象債権となる旨、報告書に記載する。

オ. (4)で確認した電話番号に架電し、上記通知文の発送とともに支払の有無を確認すること。

カ. 前年度の本業務受注者がアからエまでの業務の途中である場合は、継続業務を行うこと。

③保証人が納付(分納を含む)の意思を示した場合のうち支払いの確認ができなかった者への対応

ア. (4) ③で保証人が納付(分納を含む)の意思を示したが、納期限までに納付を怠ったことが確

- 認できた場合は、次月の月末までの納期限を設定し、納期限の14日前までに、保証人に対し滞納家賃等の催告を郵送すること。
- イ. アの郵送後、保証人が納期限までに納付を怠ったことが確認できた場合は、次月の月末までの納期限を設定し、納期限の14日前までに保証人に対して、滞納家賃等の催告を郵送すること。
- ウ. イの郵送後、保証人が納期限までに納付を怠ったことが確認できた場合は、支払義務者が7で提供されている場合には、(5)①の取り扱いとする。
- エ. イの郵送後、保証人が納期限までに納付を怠ったことが確認できた場合は、支払義務者が7で提供されていない場合には、支払義務者が所在不明案件として、対象債権より除外する。
- オ. (4)で確認した電話番号に架電し、上記通知文の発送とともに支払の有無を確認すること。
- カ. 前年度の本業務受注者がアからエまでの業務の途中である場合は、継続業務を行うこと。
- (8) 滞納使用料等について納付の意思表示をした者のうち支払いの確認ができなかった者への対応
- ① (2)①または②で文書を郵送後納付の意思を示した支払義務者、若しくは分納誓約をしている支払義務者が、納期限までに納付を怠った場合は、次月の月末までの納期限を設定し、納期限の14日前までに支払義務者に対し滞納使用料等の催告を郵送すること。
- ②①の郵送後、支払義務者が納期限までに納付を怠ったことが確認できた場合は、次月の月末までの納期限を設定し、納期限の14日前までに支払義務者に対して、再度滞納使用料等の催告を郵送すること。
- ③②の郵送後、支払義務者が納期限までに納付を怠ったことが確認できた場合は、次月の月末までの納期限を設定し、納期限の14日前までに支払義務者に対して、再度滞納使用料等の催告を郵送すること。
- ④③の郵送後、納期限までに滞納使用料等の納付の確認が取れない、または納付の意思表示がない場合は5(3)の対象債権となる旨、報告書に記載する。
- ⑤(4)で確認した電話番号に架電し、上記通知文の発送とともに支払の有無を確認すること。
- ⑥前年度の本業務受注者が①から④までの業務の途中である場合は、継続業務を行うこと。
- (9) 次年度以降分納継続者への対応
- 次年度に分納が続く者に対しては、履行期間終了時まで次年度の本業務受注者名および納付書の請求先の住所及び電話番号を文書で通知すること。
- (10) 債権、支払義務者及び保証人に関する各種情報の管理及び報告
- ①受注者は、支払義務者及び保証人との交渉状況や滞納家賃等及び滞納使用料等の納付状況について、交渉経過等一覧表(様式1-1)へ入力すること。
- ②受注者は、7(3)のデータの提供より収納が確認できた滞納家賃等及び滞納使用料等に係る情報について、毎月、受託納付額計算書(別紙1-1及び別紙1-2)及び納付額内訳報告書(別紙2-1及び別紙2-2)を作成すること。
- ③受注者は、①及び②について月単位で取りまとめ、7(3)のデータの提供を受けてから3営業日以内(ただし令和9年3月分は、令和9年3月31日)までに発注者の指定するファイル形式により、電子データで報告を行うこと。
- ④受注者は、8(4)⑩で分納誓約書の提出があった場合は、誓約内容を基に交渉経過等一覧表(様式1-1)へ入力すること。

分納誓約書は月単位で取りまとめ、③報告時に発注者に提出すること。

## 9. 対象債権からの除外

以下に当てはまる対象債権については、本業務から除外する。

- (1) 8 (1) ⑦で住所調査しても所在不明の場合
- (2) 8 (2) ⑤で住所調査しても所在不明の場合
- (3) 8 (3) ④で住所調査しても所在不明の場合
- (4) 8 (4) ⑱⑳㉑にあてはまる場合
- (5) 8 (5) ①カにあてはまる場合
- (6) 8 (7) ③エにあてはまる場合
- (7) その他発注者から除外の申し出があった場合

## 10. 再委託について

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ①委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- ②払義務者に対する滞納家賃等及び滞納使用料等の支払請求及び保証人に対する滞納家賃等及び滞納使用料等の通知
- 支払義務者への納入指導及び納入方法等に係る相談業務

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めるとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項

に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 1 1. その他

- (1) 受注者は、7で発注者が提供した資料を滅失、毀損、又は汚損したときは、速やかに発注者へ報告すること。
- (2) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。なお、研修実施後、速やかに「令和7年度障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」（別紙3）を発注者に提出すること。
- (3) この契約に定めのない事項については大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）及び大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号）に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とは協議して定めるものとする。

【職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく特記仕様書】

特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、この契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(都市整備局総務部総務課(事業管理グループ))へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(都市整備局総務部総務課(事業管理グループ))へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、この契約を解除することができる。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。





## 受託納付額計算書

(令和 年 月分)

令和 年 月 日

大阪市長様

受託者

住所

氏名

区 分		本 月 分	
月初受託額	$A = (B + C)$		円
内) 家賃	B		円
内) 損害金	C		円
受託額修正分	$D = (E + F)$		円
内) 家賃	E		円
内) 損害金	F		円
新規受託額	$G = (H + I)$		円
内) 家賃	H		円
内) 損害金	I		円
受託中止額	$J = (K + L)$		円
内) 家賃	K		円
内) 損害金	L		円
納付額	$M = (N + O)$		円
内) 家賃	N		円
内) 損害金	O		円
収入未済額	$P = (A + D + G) - (J + M)$		円
内) 家賃	$Q = (B + E + H) - (K + N)$		円
内) 損害金	$R = (C + F + I) - (L + O)$		円
翌月受託継続額	$S = P$		円
内) 家賃	$T = Q$		円
内) 損害金	$U = R$		円

区 分		本 月 分	
月初受託件数	a		件
新規受託件数	b		件
受託中止件数	c		件
完納件数	d		件
翌月受託継続件数	$e = (a + b) - (c - d)$		件

受 託 納 付 額 計 算 書  
(年 度 累 計)

区 分		年 度 累 計※当月分を含む	
年 度 当 初 委 託 額	年度当初の数値で固定		円
内) 家 賃	年度当初の数値で固定		円
内) 損 害 金	年度当初の数値で固定		円
受 託 額 修 正 分	毎月のDの累計		円
内) 家 賃	毎月のEの累計		円
内) 損 害 金	毎月のFの累計		円
新 規 受 託 額	毎月のGの累計		円
内) 家 賃	毎月のHの累計		円
内) 損 害 金	毎月のIの累計		円
委 託 中 止 額	毎月のJの累計		円
内) 家 賃	毎月のKの累計		円
内) 損 害 金	毎月のLの累計		円
納 付 額	毎月のMの累計		円
内) 家 賃	毎月のNの累計		円
内) 損 害 金	毎月のOの累計		円

区分		年 度 累 計※当月分を含む	
年 度 当 初 委 託 件 数	年度当初の数値で固定		件
新 規 受 託 件 数	毎月のbの累計		件
委 託 中 止 件 数	毎月のcの累計		件
完 納 件 数	毎月のdの累計		件

## 受託納付額計算書

(令和 年 月分)

令和 年 月 日

大阪市長様

受託者

住所

氏名

区 分		本 月 分	
月初受託額	$A = (B + C)$		円
内) 使用料	B		円
内) 駐車場損害金	C		円
受託額修正分	$D = (E + F)$		円
内) 使用料	E		円
内) 駐車場損害金	F		円
新規受託額	$G = (H + I)$		円
内) 使用料	H		円
内) 駐車場損害金	I		円
受託中止額	$J = (K + L)$		円
内) 使用料	K		円
内) 駐車場損害金	L		円
納付額	$M = (N + O)$		円
内) 使用料	N		円
内) 駐車場損害金	O		円
収入未済額	$P = (A + D + G) - (J + M)$		円
内) 使用料	$Q = (B + E + H) - (K + N)$		円
内) 駐車場損害金	$R = (C + F + I) - (L + O)$		円
翌月受託継続額	$S = P$		円
内) 使用料	$T = Q$		円
内) 駐車場損害金	$U = R$		円

区 分		本 月 分	
月初受託件数	a		件
新規受託件数	b		件
受託中止件数	c		件
完納件数	d		件
翌月受託継続件数	$e = (a + b) - (c - d)$		件

## 受 託 納 付 額 計 算 書

(年 度 累 計)

区 分		年 度 累 計※当月分を含む	
年 度 当 初 委 託 額	年度当初の数値で固定		円
内) 使 用 料	年度当初の数値で固定		円
内) 駐 車 場 損 害 金	年度当初の数値で固定		円
受 託 額 修 正 分	毎月のDの累計		円
内) 使 用 料	毎月のEの累計		円
内) 駐 車 場 損 害 金	毎月のFの累計		円
新 規 受 託 額	毎月のGの累計		円
内) 使 用 料	毎月のHの累計		円
内) 駐 車 場 損 害 金	毎月のIの累計		円
委 託 中 止 額	毎月のJの累計		円
内) 使 用 料	毎月のKの累計		円
内) 駐 車 場 損 害 金	毎月のLの累計		円
納 付 額	毎月のMの累計		円
内) 使 用 料	毎月のNの累計		円
内) 駐 車 場 損 害 金	毎月のOの累計		円

区分		年 度 累 計※当月分を含む	
年 度 当 初 委 託 件 数	年度当初の数値で固定		件
新 規 受 託 件 数	毎月のbの累計		件
委 託 中 止 件 数	毎月のcの累計		件
完 納 件 数	毎月のdの累計		件









令和8年度 障がいを理由とする差別の解消の推進  
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

## 1 事業者名等

事業者名			
担当者名			
連絡先			

## 2 研修内容

月 日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)